

## 第 9 号

公立大学法人熊本県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の制定  
について

公立大学法人熊本県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例を次のよう  
に制定することとする。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公立大学法人熊本県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」とい  
う。）第19条の2第4項の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」  
という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人に対する損害を賠  
償する責任の一部免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第2条 法第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令  
（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号  
に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正を踏まえ、公立大学法人  
熊本県立大学の役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときの当該法人に  
対する損害賠償責任の一部免除に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。